

### Ⅲ 愛知県津波浸水想定の区域内に所在しない高等学校・特別支援学校

1 まず、地震が起きたら、児童生徒等の安全確保に努め、命を守る最善の行動をとる。また、必要に応じて避難する。

※各学校において、避難体制(避難方法、避難場所など)を児童生徒等、全職員に周知しておく。

2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合

- ・ 原則として通常どおりの教育活動を行うが、次の対応に備えて地震関連の情報を収集し、生徒の安全確保に努める。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
- ・ 後に発表される臨時情報(後記3(1)から(3))に備え、連絡体制などの確認を行う。

3 気象庁から2が発表された場合、続いて以下の臨時情報(1)から(3)のいずれかが発表される。

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の場合

- ・ 生徒の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させる。
- ・ 部活動や補習については、実施しない。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期(中止)し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
- ・ 校長は、学校の立地条件(土砂災害警戒区域なども含む)や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、Iの3①に準じて臨時休業とすることができる。

※地震発生から1週間後、国からの発表、社会状況等に応じて(2)に準じた対応へ移行する。

※豊田市内の事前避難対象地域においては、I 3(1)又はII 3(1)の対応とする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の場合

- ・ 通常どおりの教育活動を行う。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。

※地震発生から1週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常どおりの教育活動を行う。

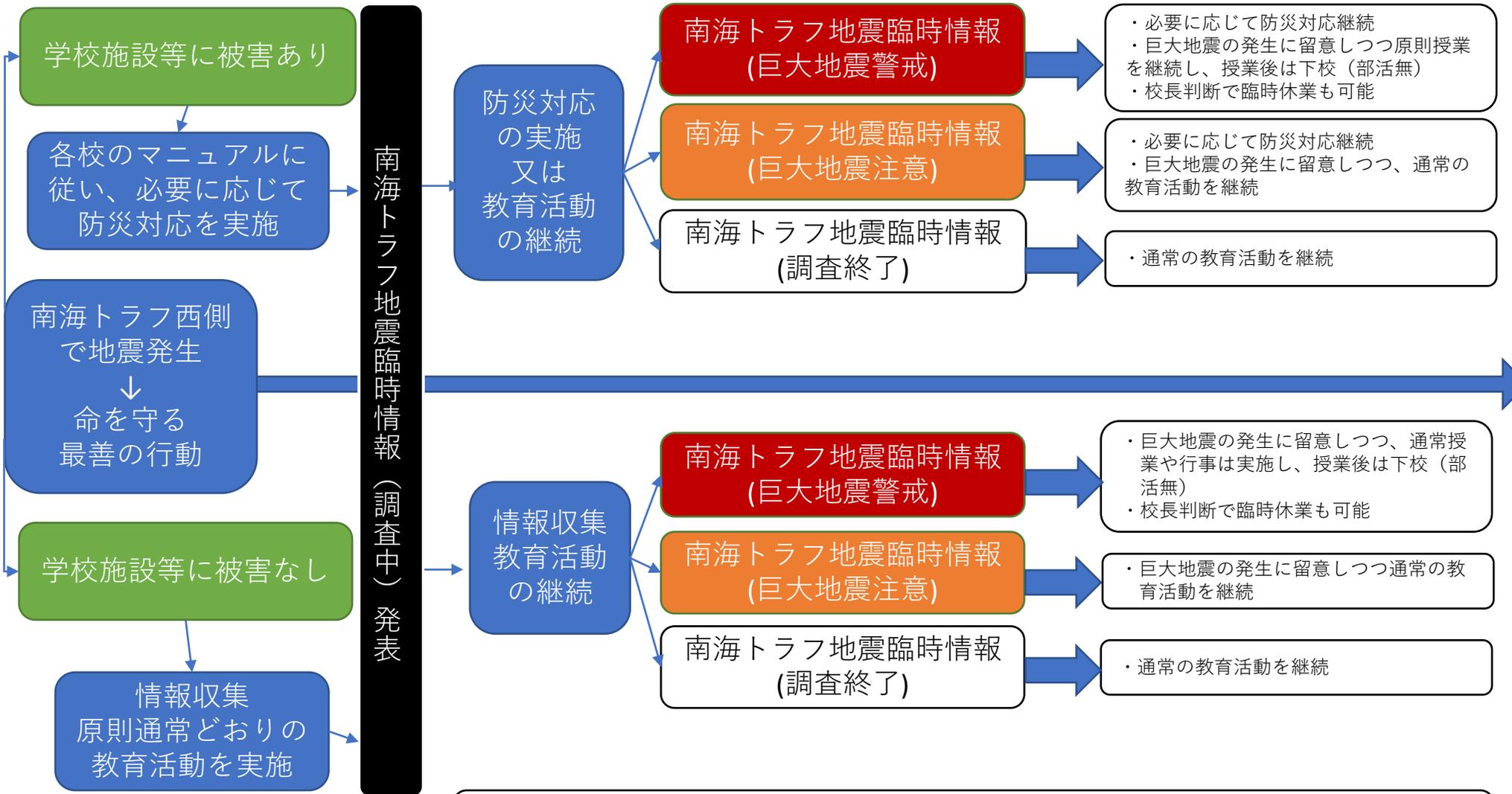
※豊田市内の事前避難対象地域においては、上記 I 3(1)又はII 3(1)の対応とする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)の場合

- ・ 通常どおりの教育活動を行う。

# 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の県立学校における授業等の取扱いフローチャート

## 津波浸水想定区域外（県立学校）



<該当市町村> 岡崎市 一宮市 瀬戸市 春日井市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 新城市 知立市 岩倉市 尾張旭市 豊明市 日進市 清須市 北名古屋市 みよし市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 大治町 扶桑町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根町 豊田市 (土砂災害事前避難対象地域外)